

三井住友・米国ハイ・イールド債券ファンド (為替ヘッジ型) / (為替ノーヘッジ型)



第125期決算および分配金のお支払いについて

平素は「三井住友・米国ハイ・イールド債券ファンド (為替ヘッジ型) / (為替ノーヘッジ型)」(以下、当ファンド) をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは第125期決算(2019年9月12日)において、分配金を引き下げることいたしましたので、今後の市場見通しや運用方針とあわせてご報告いたします。

為替ヘッジ型

分配実績 (1万口当たり、税引前)

為替ヘッジ型においては、継続的な分配を目指しており、第112期決算(2018年8月13日)以降毎月35円の分配を継続してきました。基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、当期の分配金(1万口当たり、税引前)を前期の35円から20円に引き下げることいたしました。

決算期	-	2019/7/12	2019/8/13	2019/9/12	設定来累計 (2019年9月12日まで)
	第1~122期	第123期	第124期	第125期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	10,995円 (110.0%)	35円 (0.6%)	35円 (0.6%)	20円 (0.4%)	11,085円 (110.9%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	88.0%	0.8%	-0.5%	1.2%	90.9%

(注1) 2009年7月(第3期)より分配を開始しています。

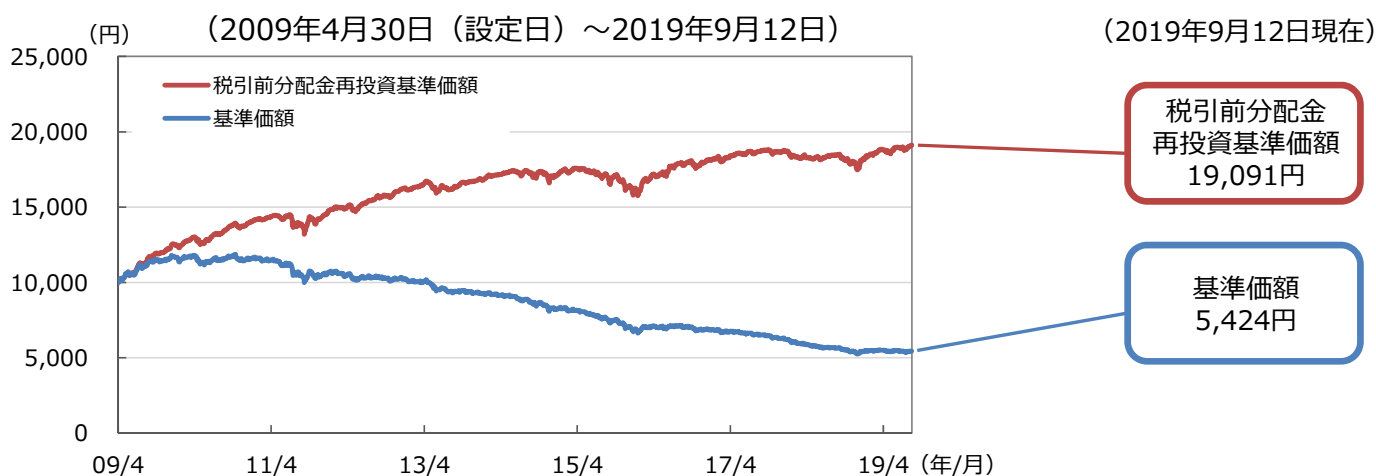
(注2) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金(税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1~122期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計(税引前)の設定時10,000円に対する比率です。

(注3) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1~122期と設定来累計の欄は、設定日から各期末までの騰落率です。それ以外の欄は、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは8ページをご覧ください。

為替ノーヘッジ型

分配実績（1万口当たり、税引前）

為替ノーヘッジ型においては、継続的な分配を目指しており、第112期決算（2018年8月13日）以降毎月50円の分配を継続してきました。基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、当期の分配金（1万口当たり、税引前）を前期の50円から30円に引き下げることをいたしました。

決算期	-	2019/7/12	2019/8/13	2019/9/12	設定来累計 (2019年9月12日まで)
	第1～122期	第123期	第124期	第125期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	12,050円 (120.5%)	50円 (0.9%)	50円 (0.9%)	30円 (0.6%)	12,180円 (121.8%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	123.8%	0.8%	-3.0%	3.8%	127.1%

(注1) 2009年7月（第3期）より分配を開始しています。

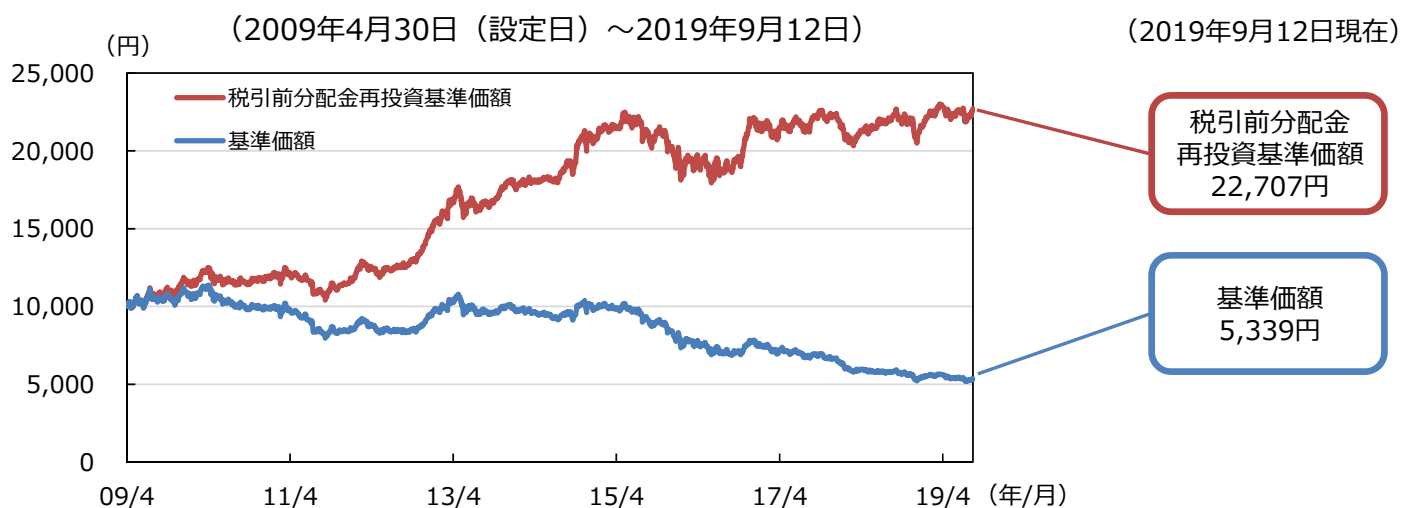
(注2) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～122期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注3) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～122期と設定来累計の欄は、設定日から各期末までの騰落率です。それ以外の欄は、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは8ページをご覧ください。

※ このページは組入投資信託が主な投資対象とする「PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）」について、ピムコジャパンリミテッドから提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。

今後の市場見通し

【米国ハイ・イールド債券市場の見通し】

- 米国は景気拡大局面の後半にあるとみられるものの、**年内は引き続き良好な企業業績、雇用環境、賃金上昇を背景に、プラス成長を維持する公算が大い**と予想されます。ただし、財政政策による浮揚効果の縮小、中国および世界経済減速に伴う逆風などを背景に徐々に成長ペースは減速するものとみています。
- 米国の保護主義拡大に関してはその影響を注視する必要はあるものの、**内需関連の多い米国ハイ・イールド企業は業績面と財政面の双方でトランプ政権が進める国内景気の刺激策の恩恵を受ける**ことが期待されます。
- **先進国を中心に世界的な低金利環境が続く中、相対的に高い利回りに対する投資家の需要がある点も、米国ハイ・イールド債券のサポート要因**であると考えます。

【米ドルの見通し】

- 米中貿易摩擦やグローバルな景況感の後退を背景にFRB（米連邦準備制度理事会）が利下げに転じています。今後も日本銀行による大規模な緩和策の継続が米ドルの下支え要因となりますが、**米中貿易摩擦や英国のEU離脱の動向を巡る不確実性の高まりなどがリスク回避的な円買いを誘発し、米ドル／円相場の大きな変動要因になる可能性には注意が必要です。**

今後の運用方針

- マクロ環境の変化に対する耐性なども配慮しながら業種・銘柄選択を行う方針です。**具体的には、参入障壁が高くキャッシュフローが安定的なヘルスケアや、家財修繕やリフォーム需要の高まりを享受できる建設資材セクターなどの投資比率を多めとします。**一方、資源価格の変動の影響を受けやすいと考えられる資源関連セクターや景気サイクル終盤での需要減退の可能性のある自動車セクターへの投資比率を少なめとします。
- 米国ハイ・イールド債券の中でも比較的高格付けの債券を中心に分散投資を行うことでデフォルトリスクを抑え、より安定的な収益の獲得を目指します。

※ 上記の市場見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

1. 米国のハイイールド債* 中心に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 ファンド・オブ・ファンズ方式の運用により、実質的に、BB～B格相当の米国の債券を中心に投資を行います。
 *ハイイールド債とは、格付けがBB格相当以下の債券をいいます。
 一般的にハイイールド債は、投資適格債券（BBB格相当以上）に比べて、債務の返済能力が相対的に劣り、利息や元本の支払いが停滞したり、支払われなくなるリスクが高い分、利回りは相対的に高くなっています。
2. 債券運用において高い専門性を有するPIMCOグループのノウハウを活用します。
 当ファンドの運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
 なお、当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（米国）（略称：PIMCO）が運用を行います。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
3. （為替ヘッジ型）
 実質的に組み入れる外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

 （為替ノーヘッジ型）
 実質的に組み入れる外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
4. 毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替ヘッジ型においては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。

投資リスク

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

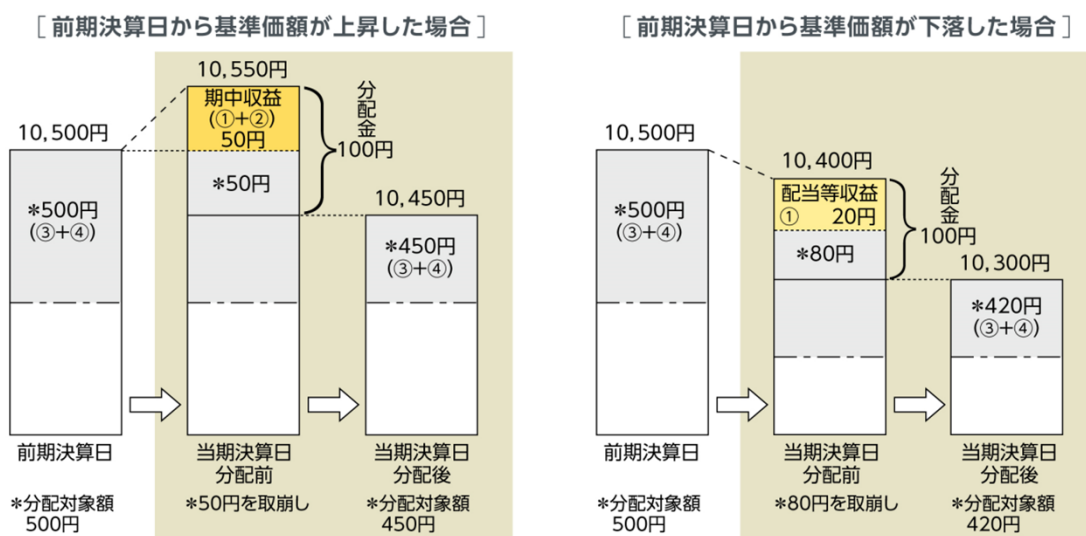
分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

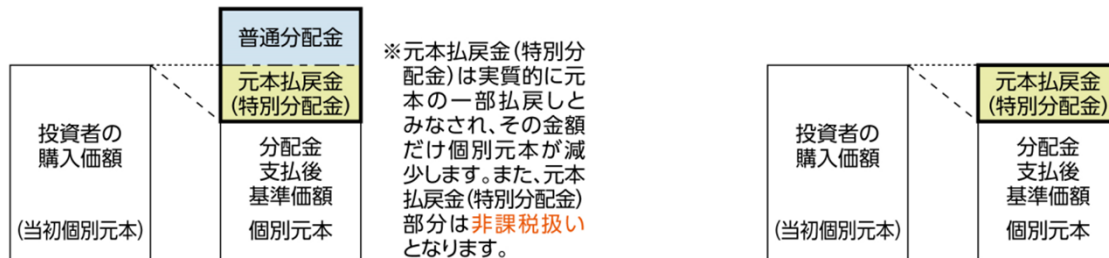


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合] [分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ**購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.30%）を差し引いた価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

信託期間

2009年4月30日から2025年10月14日まで

決算日

毎月12日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.24%* (税抜き3.00%) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
* 消費税率が10%となった場合は3.30%となります。
- 信託財産留保額
換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.728%* (税抜き1.60%)の率を乗じた額です。
* 消費税率が10%となった場合は年1.76%となります。
※投資対象とするSMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>においても信託報酬がかかります（組入評価額に対し最大年0.1944%* (税抜き0.18%) 程度）。
* 消費税率が10%となった場合は年0.198%となります。
- その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： https://www.smd-am.co.jp フリーダイヤル： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。</p> <p>ピムコジャパンリミテッド</p>

為替ヘッジ型

販売会社								
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○			○		
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		※1
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
カブトム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○		
スター証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○					
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第114号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○	○				
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第25号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○		
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○					
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○				
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○			○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○					
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○					
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○					
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○					※2

備考欄について

※1：「ダイレクトコース」でのお取扱いとなります。※2：ネット専用

為替ノーヘッジ型①

販売会社								
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○			○		
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		※1
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○		
スタート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○					
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第114号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○				
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○			○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○					
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○					
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○					
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第2号	○			○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○					
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第143号	○					
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○					
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号						
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号						
観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第17号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号						
北群馬信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第233号						
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号						

備考欄について

※1：「ダイレクトコース」でのお取扱いとなります。

為替ノーヘッジ型②

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号					
桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号					
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号					
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○				
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号					
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○				
東春信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第52号					
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○				
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号					
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第76号	○				
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第203号					
姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第80号	○				
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第32号					
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○				

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2019年9月12日